

大阪市こどもサポートネット

⑦

こどもサポートネットは、サポートを必要とするこどもと子育て世帯を学校、区役所・地域などが連携して社会全体で支える新しいしくみです

実施目的 すべてのこどもたちの状況を把握すること
こどもたちを支援につなげていくこと

「こどものことで困った」「どこに相談していいかわからない」そんな時に、こどもサポート推進員が、こどもと子育て世帯をサポートします

教育分野
の
サポート

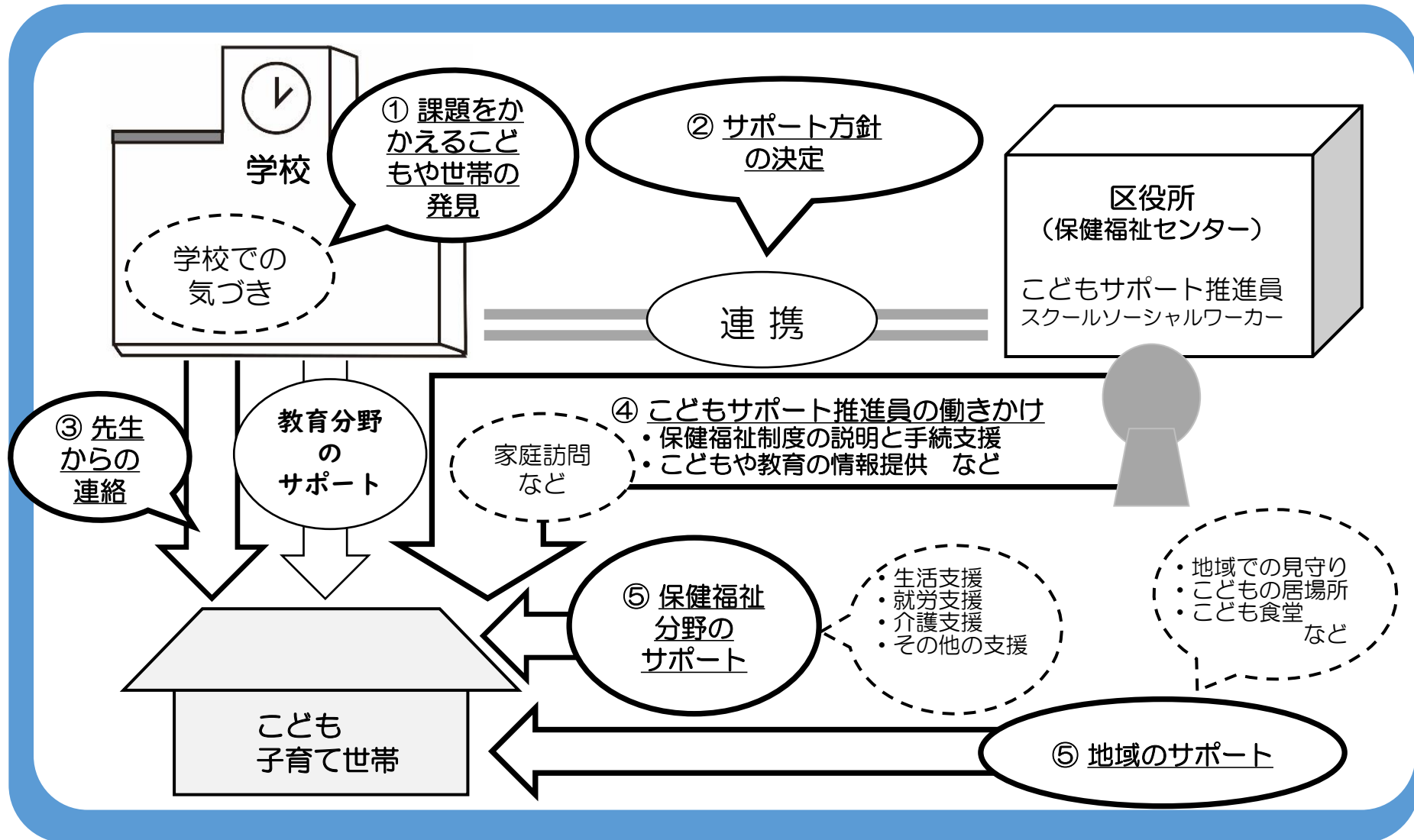


保健福祉分野
の
サポート

地域のサポート

..... 連携

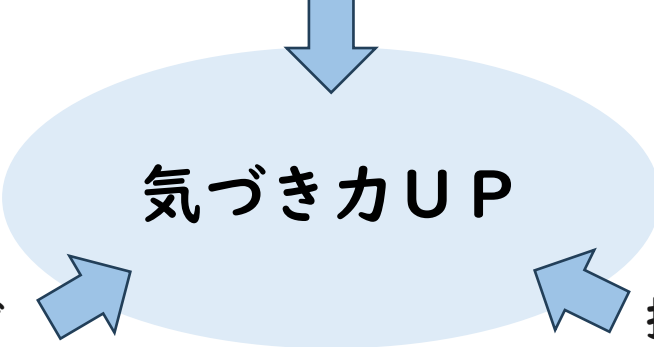
こどもサポートネットの流れ



学校の気づきを見える化

スクリーニングシート作成の意義・効果

気づきを数値化(見える化)して
児童生徒の状況や家庭の背景を把握



気づき力UP

随時更新することで
全教員で最新情報を共有

担任ひとりで
抱え込まなくていい

スクリーニング会議Ⅰ（職員会議など）

スクリーニングシートの項目を参考に課題を抱える
児童・生徒を発見し、学校内で共有し対応を検討

スクリーニング会議Ⅱ

守秘義務を保持するチームで支援のしくみを作っています

- ・ S S Wが中心となり、『**連絡票**』に基づき、スクリーニング会議Ⅰの情報を共有し、支援方針や役割分担等の検討をし、決定する
- ・ 支援方針に基づき、児童生徒や保護者などへのアプローチ方法を検討する
- ・ 主な支援は大きく分けて「教育分野」「保健福祉分野」「地域によるもの」の3つがある

【 構成員 】

学 校：管理職、担任、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラーなど

区役所：S S W、こサポ推進員、子育て支援室など

地 域：民生委員、主任児童委員など

具体的な支援方法・支援先

福祉・地域

<区役所>

- ・子育て支援室
- ・こどもサポートネット
- ・障がいサービス(放デイ、ヘルパー)
- ・ひとり親支援
- ・自立アシスト
- ・ヤングケアラー支援
(通訳、家事育児支援など)

<地域>

- ・ふうせんの会
- ・社会福祉協議会

・
・
・

など

教育

- ・見守り
- ・声かけ
- ・家庭訪問
- ・スクールカウンセラー
- ・養護教諭
- ・別室(校内支援)
- ・教育相談センター

・
・
・

など

こどもサポートネットと要対協の連携

こどもサポートネット

要対協の対象児童生徒をこサポの
支援対象とする
リアルタイムな情報を要対協支援に
反映させることで児童生徒が抱える
課題の解消解決を図っていく

学 校

スクリーニング会議Ⅰ（職員会議）
スクリーニングシートによりすべてのこどもの
生活状況等を把握したうえで学校内で情報を共有
し課題を抱えるこどもとその世帯を発見

スクリーニング会議Ⅱ

SSW
こサポ推進員

区役所（保健福祉センター）の福祉
制度や地域による支援などにつなぐ

学校から把握した要対
協ケースの
リアルタイムな情報を
子育て支援
室につなぐ

実務者、個
別ケース会
議などでこ
サポ事業に
よる支援が
適切であるとアセスメ
ントされた
ケース

要保護児童対策地域協議会

学校園、保育所等児童福祉施設、子育て
支援施設、医療機関、警察、消防、民生
委員・児童委員、主任児童委員 など

学 校

相談・通告
情報共有

子育て支援室

子ども家庭相談の第一義的
窓口
区要保護児童対策地域協
議会の調整機関

実務者会議・個別ケース会議で
ケースの現状について関係機関
により情報共有を行いアセスメ
ント、リスク管理、支援を決定

こども相談センター

◆専門的な知識や技術を要する相談に対応

大阪市の中学生
では、9.1%
(12人に1人)

もしかして ヤングケアラー???

<参考資料>

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）」

令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知の概要

令和6年9月 大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導G

Action

教職員は児童生徒(以下、生徒等という)と接する時間が長く、日々の変化に気付きやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあります。生徒等の行動の背景に「ヤングケアラーの可能性ある」という視点を持ち、これまで行っている生徒等の支援体制を生かして、適切に関係機関につなげていきましょう。

■ ヤングケアラーとは

令和6年6月に改正された子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典:こども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーについて」

責任や負担の重さにより諦めてしまっていること

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを**日常的**に行っているこどものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



自分だけの時間を
持つこと



勉強時間の確保や
受験・進学をすること



部活などの課外活動に
参加すること



友達と放課後に
遊ぶこと



心と体を休めること



大人に理解され
気にかけてもらうこと



未来に夢や希望を
抱くこと描くこと



自由に就職先を
選ぶこと



収入を自分のために
使うこと



自分中心の
人生を歩むこと

—— 年齢が上がるにつれて起こりやすいこと ——

①早期発見・把握のために

- ・教職員のヤングケアラーに対する理解の促進
- ・生徒等本人の普段の様子、家庭における生徒の状況把握
- ・ケース会議等における関係者間での情報共有 など

②支援の必要性を判断するために

- ・生徒等の気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等についての丁寧な聞き取り
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの共同アセスメントの実施 など

③必要な支援につなげるために

- ・ケース会議等における関係者間での情報共有及びアセスメントに基づいた支援内容の計画 など

Point 1

ヤングケアラーに気づくためのポイント

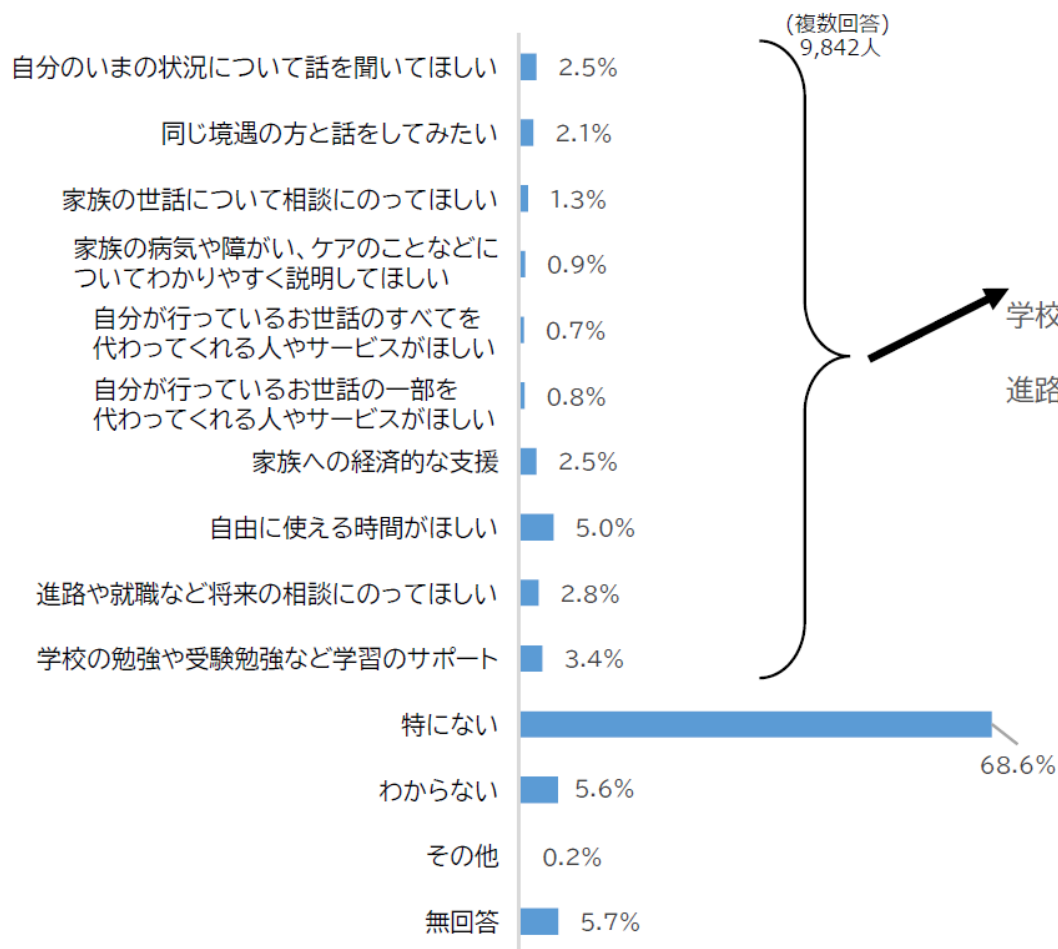
ヤングケアラーの存在に気づくためにまず必要なことは、先生方が「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたることが重要です。ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例を以下に紹介しているので、日頃の業務の中でヤングケアラーの存在に気づくためのヒントとして、参考にしてください。

- | | |
|--|---|
| ☒ 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、
不登校である | ☒ 子ども同士よりも大人と話が合う |
| ☒ 遅刻や早退が多い | ☒ 周囲の人に気を遣いすぎる |
| ☒ 保健室で過ごしていることが多い | ☒ 服装が乱れている |
| ☒ 提出物が遅れがちになってきた | ☒ 児童・生徒から相談がある |
| ☒ 持ち物がそろわなくなってきた | ☒ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが
書かれている |
| ☒ しっかりしすぎている | ☒ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない |
| ☒ 優等生でいつも頑張っている | ☒ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある |

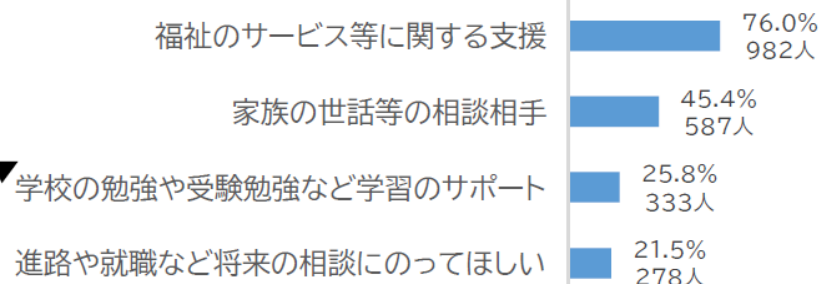
有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」
(厚生労働省子ども家庭局令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)p11より

※家族のケアやお手伝いをする事自体は本来素晴らしい行為であるが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題である点を理解した上で、「ヤングケアラー=悪いこと」というメッセージにならないよう留意すること

【世話をしている家族がいる生徒が望んでいる支援の内容】



（支援を望むと回答した生徒の内訳） (複数回答) 1,291人



【ヤングケアラーに関する資料】

大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/r03ycchousa.html>



世話をしている家族がおり、支援を望むと回答した生徒は全体の約13%(1,291人)、そのうち、福祉のサービス等に関する支援を求める声が約8割(982人)、学習面のサポートや進路・就職等の相談を望む回答がそれぞれ約2～3割存在。

ヤングケアラーに気づく難しさ

- ・ 家庭内の問題のため表出しにくい
- ・ 幼い頃から当たり前の環境なので、本人が認識していない
- ・ 家族のことを隠したいと考える（口止めされている場合も）



こどもや家族と接点を持つ大人がヤングケアラーである可能性に気づけるようにしておくことが重要



先生方の気づきが必要！

相談経路の
3割以上が
「学校現場」

そのためには・・・

- ★実態調査：いいところみつけ（スクリーニングシート）
- ★気づきツール：気づきポイントのポスターを活用する
- ★研修：自治体や専門職主体の研修に参加する

令和5年度より スクリーニングシートに ヤングケアラー項目が追加されました



①家族の世話

(●や○を付ける基準例)

- 世話が必要な家族がおり、日常的に（又は、登校する日に1時間以上）、その家族の世話をしている
- 世話が必要な家族がおり、週に1～2日、その家族の世話をしている

②家事分担

(●や○を付ける基準例)

- 日常的に、家事の中心的な役割を担っている
- 週に1～2日、家事の中心的な役割を担っている

令和6年度より
さらに5項目が
追加されました

①高齢者の家族

(●や○を付ける基準例)

- 2人以上の高齢者である家族等と同居している
- 1人の高齢者である家族等と同居している

②障がいのある家族

(●を付ける基準例)

- 障がいのある家族等と同居している

③慢性的な病気の家族

(●を付ける基準例)

- 慢性的な病気（精神疾患、がんや難病等）を抱える家族等と同居している

④幼いきょうだい

(●や○を付ける基準例)

- 学校や幼稚園、保育所に通っていないきょうだいがいる
- 幼稚園や保育所に通っているきょうだいがいる



⑤日本語が第一言語でない家族

(●や○を付ける基準例)

- 保護者が日本語による日常的な会話が円滑にできず、児童生徒が通訳をしている、または、通訳をしていると考えられる
- 保護者以外の家族等が日本語による日常的な会話が円滑にできず、児童生徒が通訳をしている、または、通訳をしていると考えられる

ヤングケアラー項目の取り扱いについて

1

「家族の世話」「家事分担」 に●や○がついている

2

「高齢者の家族」「障がいのある家族」
「慢性的な病気の家族」「幼いきょうだい」
「日本語が第一言語でない家族」

に●や○がついている

+

「欠席」「遅刻」「早退」「忘れもの(宿題含)」
「友人関係」「部活動での課題(中学校のみ)」
「家庭環境」「家庭生活」

に●や○がついている

①か②の場合は、必ずスクリーニング会議Ⅱにあげてください

スクリーニングシート(スクリーニング会議Ⅰ)

- ・網掛けの項目は全区共通項目とする。それ以外の項目は、各区・各学校の実態に合わせ追加・修正は可能とする
- ・各項目の基準については、校内で統一する
- ・それぞれの項目について、気になる児童・生徒は○、特に気になる児童・生徒は●をプルダウンより選択する

学級での状況等																家庭状況について										保健室関係			事務室関係								
不登校					忘れもの（宿題含）	服装・身だしなみ	いじめ（被害）	いじめ（加害）	友人関係	暴力行為	怪我（校内・外）	学力	言葉使い	授業中の様子	その他問題行動（校内・外）	部活動での課題（中学校のみ）	家庭環境	家庭生活	保護者からの問合せ	虐待の疑い	家族の世話	家事分担	高齢者の家族	障がいのある家族	慢性的な病気の家族	幼いきょうだい	日本語が第1言語でない家族	発育	う歯・疾病の未受診	保健室への来室	要保護・準要保護	諸費・給食費納入状況	児童扶養手当				
欠席	遅刻	早退	別室登校	関係機関																																	

②

①

②

第3章 関係資料

<その他問題行動>

- 上記以外の問題行動（校内・外）も多い
- 上記以外の問題行動もたまに見られる

- <部活での課題>
- 部活の参加状況・練習態度等で指導することが多い
 - 部活の参加状況・練習態度等で指導する時がある

家庭の項目

- <家庭環境>
- 母子・父子家庭・祖父母家庭・不在家庭等で保護者に課題が多い
 - 母子・父子家庭・祖父家庭・不在家庭等である

- <家庭生活>
- 当該児童生徒の家庭での生活に課題が多い、または、問題行動がある（昼夜逆転等の生活・偏食・喫煙・深夜徘徊・無断外泊等）
 - 当該児童生徒の家庭での生活に課題がある

- <家庭との連携>
- 保護者等への連絡がつかないことが多い。
 - 保護者等への連絡がつかないことがあった。

- <保護者からの問い合わせ>
- 保護者からの問い合わせが多い
 - 保護者からの問い合わせが時々ある

- <虐待の疑い>
- 過去に虐待での通告があり、関係機関とともに見守り中である
 - 虐待の疑いがあり、学校で見守り中である

- <家族の世話>
- 世話が必要な家族があり、日常的に（又は、登校する日に1時間以上）、その家族の世話をしている
 - 世話が必要な家族があり、週に1～2日、その家族の世話をしている

- <家事分担>
- 日常的に、家事の中心的な役割を担っている
 - 週に1～2日、家事の中心的な役割を担っている

保健関係の項目

- <発育>
- 発育が標準と比較し大きな課題が見られる
 - 発育について標準と比較し気になることがある

- <う歯・疾病の未受診>
- 未受診が複数件ある
 - 未受診が1件ある

- <保健室への来室>
- 保健室への来室が非常に多い（）回以上
 - 保健室への来室が多い（）回以上

事務室関係の項目

- <要保護・準要保護>
- 要保護（生活保護）
 - 準要保護（就学援助）

- <諸会費・給食費納入状況>
- 納入が滞ることが多い
 - 納入が滞ることがたまにある

- <児童扶養手当>
- 資格はあるが、受給していない
 - 資格があり受給している

第3章 関係資料

03 スクリーニングシート項目についての基準例

令和2年2月28日付け事務連絡「こどもサポートネットの実施について」

学級等の項目

- <不登校>
- 欠席

欠席日数を入力

- 学期に10日以上（年間30日以上）または、その可能性が高い
- 上記の日数まではいかないが、休みがち

- 遅刻・早退

遅刻・早退日数を記入

- 日常的に遅刻・早退がある
- たまに遅刻・早退がある程度

- 別室登校

- 登校時は、基本的に別室指導・別室学習
- 過去に別室登校の経験、期間（短期間）があった

- 関係機関

- 継続的に関係機関と連携している（備考欄に関係機関名）
- 過去に関係機関と連携したケースがあった（備考欄に関係機関名）

- <忘れ物・宿題未提出>

- 日常的に忘れ物・宿題未提出がある
- たまに忘れ物・宿題未提出がある程度

- <服装・身だしなみ>

- 日常的に服装・身だしなみ（乱れ・汚れ等）が気になる、または、指導が必要
- 服装・身だしなみ（乱れ・汚れ等）が気になる、または、指導する時がある

- <いじめ被害>

- 複数の児童生徒から、または、複数回のいじめ被害にあった
- いじめを受けたことが一度あった

- <いじめ加害>

- いじめの加害者になることが複数回あった
- いじめの加害者になったことが一度あった

- <友人関係>

- 友人関係でのトラブルが複数回あった
- 友人関係でのトラブルが一度あった

- <暴力関係>

- 友人への暴力、器物破損等が複数回あった（度々きれることがある）
- 友人への暴力、器物破損等が一度あった

- <怪我>

- 校内外（家庭を含む）を問わず、けがをすることが多い
- 校内・校外（家庭を含む）でけがをしたことがあった

- <学力>

- テスト結果（中学校：期末・中間等、小学校：単元まとめテスト等）で得点が非常に低い（）点以下
小学校については、テストで判断せず、普段の授業で特に気になる児童でも可。
- テスト結果（中学校：期末・中間等、小学校：単元まとめテスト等）で得点が低い（）点以下
小学校については、テストで判断せず、普段の授業で気になる児童でも可。

- <言葉使い>

- 攻撃的な言葉をよく使い、暴言も多い
- 攻撃的な言葉や暴言がたまに見られる

- <授業中の様子>

- 授業中の私語や取組む姿勢で注意することが多い
- 授業中の私語や取組む姿勢で注意することがたまにある令和2年2月28日付け「こどもサポートネットの実施について（依頼）」

[illegible]

*編入の項目は全区共通項目とする。それ以外の項目は、各区・各学校の実態に合わせ追加・修正は可能とする

・各項目の基準については、校内で統一する

・それぞれの項目について、気になる児童・生徒は○、特に気になる児童・生徒は●をプルダウンより選択する

[illegible]

作成		年 月 日		管理番号		一	
(1)こども	氏名	ふりがな	生年月日	平成 年 月 日 () 歳	日常使用する言語	☐ 日本語	☐ 日本語以外 () 語
		☐ 男 ☐ 女	就学状況	() 小・中学校・園 年 組			
	住所				電話		
(2)家族状況 ※生徒連絡カード等より利用している事項	氏名	ふりがな	こどもからみた続柄	生年月日	年 月 日	日常使用する言語	☐ 日本語 ☐ 日本語以外 () 語
	住所				電話		
	氏名	ふりがな	こどもからみた続柄	生年月日	年 月 日	日常使用する言語	☐ 日本語 ☐ 日本語以外 () 語
	住所				電話		
	氏名	ふりがな	こどもからみた続柄	生年月日	年 月 日	日常使用する言語	☐ 日本語 ☐ 日本語以外 () 語
	住所				電話		
	氏名	ふりがな	こどもからみた続柄	生年月日	年 月 日	日常使用する言語	☐ 日本語 ☐ 日本語以外 () 語
	住所				電話		
	氏名	ふりがな	こどもからみた続柄	生年月日	年 月 日	日常使用する言語	☐ 日本語 ☐ 日本語以外 () 語
	住所				電話		
	氏名	ふりがな	こどもからみた続柄	生年月日	年 月 日	日常使用する言語	☐ 日本語 ☐ 日本語以外 () 語
	住所				電話		
ジェノグラム(家族図/親族関係図) (例)							

[illegible]



一学校 区役所のワンチームで、
こども達の未来をバックアップ

こどもや家庭への気づき、私たちに共有させて下さい



例えば不登校の対応では...

◎関係作りの第1歩、家庭訪問や面談を行います

◎小さなきっかけや少しの変化を大切にしながら登校サポーターが見つかるまでの間や自立アシスト等につないでいくために、働きかけをします

◎すぐに登校につながることは難しくても、ゆっくりと関わっていくことを心がけています

◎保護者、こどもの思いを聞く場面を持ち、今後の不安や見通し等が持てないつらさを話す機会を持ちます。

原因探しのみではなく、現在の状態を話され関わり方の確認や助言などが
必要になってきたときは、スクールカウンセラーにつなぐこともあります

こサポ連携の流れ



1 スクリーニング会議Ⅰ（スクⅠ）

スクリーニングシートを活用して、福祉的支援が必要な世帯を抽出し連絡票を作成

☆抽出ケースに困ったときはご相談を！※校内支援だけでは難しい② 家庭面・経済面に課題がある③

☆連絡票の受理により世帯の調査（福祉手帳の有無やサービスの利用状況等）が可能！

2 スクリーニング会議Ⅱ（スクⅡ）

管理職・生徒指導主事・SC・こサポSSW・こサポ推進員などが連絡票を基に情報共有

支援方針や支援担当者などを協議決定

☆アプローチの方法やタイミングなどを一緒に考えます！

学校関係を守る
チームです！

3 アプローチ（基本、学校がこサポを紹介！）

☆対象世帯と学校との関係性を重視！

☆小さなきっかけを大きなチャンスに！



4 協働して役割を遂行

☆チームケア 役割分担して連携しながら、家庭、児童にかかわる！

5 再評価（支援の進捗・支援効果などを共有）

☆少しの変化を大切にしながら更なるステップへ！

こどもサポートネットでは

こどもの豊かな成長に向けて、先生や対象者（世帯）と一緒に考えます。
一人一人に応じたサポート内容や対応策、改善策を探り、
自己選択・自己決定できるように働きかけます。

安定した日常生活・安心できる環境へと整えるために
自身が目標や意欲をもって、向き合い、取り組めるようにサポートします。

課題の解決や改善に向けて、適切な支援・相談機関につなぎます。
つなぎ先との関係を継続できるように働きかけます。

港区役所 保健福祉課 こどもサポートネット

TEL 06-6576-9880

- 9927